院内感染対策に関する取り組み事項

1 院内感染対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。
当院は、感染防止対策を病院全体として取り込み、病院に関わる全ての人々を対象として、
院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2 院内感染対策のための委員会および当該病院等の組織に関する基本事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、感染対策委員会を設置、毎月、
会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。また、ICT（感染防止対策チーム）を
下部組織として設置、定期的な院内ラウンド等感染防止対策の実務を行います。

3 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識および技術の向上を図るため、全職員対象とした
研修会、講習会を年２回以上行います。

4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出のほか、院内における耐性菌などに関する感染情報レポートを
作成し、ICT（感染防止対策チーム）での検討および現場へのフィードバックを実施しています。

5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生または疑われる場合は、病院長やICT（感染防止対策チーム）
病院内の必要部署に連絡し、対策強化を行い拡大防止に努めます。
必要に応じ、協力関係にある医療機関や保健所と速やかに連携し、対応します。

6 その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため、「感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図り、
マニュアルの見直し改定を行います。

7 抗菌薬適正使用のための方策

抗菌薬使用ガイドラインを作成し、適切な抗菌薬使用となるように努めます。
また、薬剤耐性菌・薬剤感受性に関するデータの集計および検討を行います。

令和8年4月1日
医療法人社団育誠會
北総栄病院長